

三重県警察からのお知らせ

自転車利用時の交通事故防止

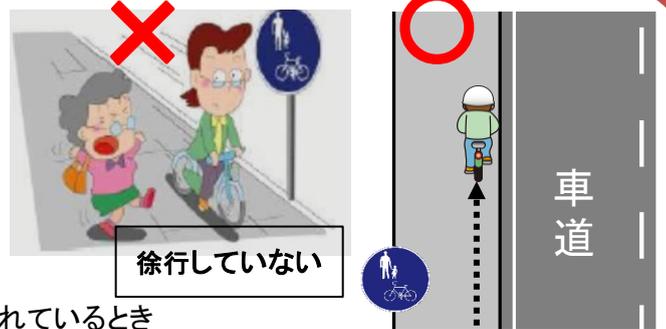
自転車は「車両」です。交通ルールを守り、安全運転に努めましょう！



交通事故防止のためのワンポイントアドバイスです。

歩道の走り方

歩道は、歩行者のための道路です。普通自転車で歩道を通るときは、車道寄りの部分を徐行しましょう。



【普通自転車が歩道を通ることができる場合】

- ① 自転車及び歩行者専用の標識が設置されているとき
- ② 児童(6歳以上13歳未満)、幼児、70歳以上の者又は車道通行に支障がある身体障害者
- ③ 道路工事など、通行の安全のため、歩道を通ることがやむを得ないとき

自転車事故の多くが交差点で発生！

一時停止の標識がある場所は、必ず一時停止をしましょう。見とおしの悪い交差点や曲がり角、路地から大通りへ出るときは必ず徐行して、十分に安全確認をしましょう。



自転車用ヘルメットなどを着用しましょう

安全のために、できるだけ自転車用ヘルメットや、頭部防護帽を着用しましょう。

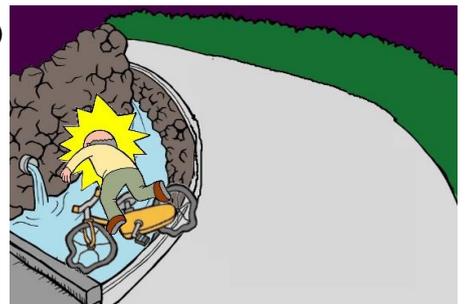
自転車にはできるだけ多くの反射器材を装着し、反射タスキなどを着用して、夜間の交通事故から身を守りましょう。



夜間の転落事故に注意しましょう

街灯のない場所では、道路脇の溝などに気づかずに転落するなどの危険があります。

普段から、危険な場所を把握しておき、危険な場所をなるべく通行しないようにしましょう。



問い合わせ先：三重県警察本部交通企画課安全係(059-222-0110)